

・ 景気後退を理由として男子のみ募集することは…

企業の収益悪化等は、男女異なる取扱いの合理的理由にはなりませんので、このような男子のみの募集は、募集・採用に関する指針に反します。

・ 会社説明会や入社試験の実施日が男女で異なることは…

会社説明会や入社試験の場所や実施日が男女で異なる等の手続きの相違については、それが女性に実質的に不利益をもたらすものでない限り、均等法第7条に反するものとはいえません。しかしながら、このように採用手段が異なることから、形式的に男女とも募集している場合であっても、実質的には男女別の募集・採用であり、一つの募集・採用区分から女性が排除されていることが推測されることがあります。このような場合には、均等法第7条及び同条に関する指針に照らし問題であると考えられます。従って、同じ募集区分については、募集・採用手続きについても男女同じにすることが望ましく、また、男女とも募集するという企業の意図についても誤解を受けることがなくなります。

・ その他の留意点

企業のトップや、人事担当者が均等法を理解していても、リクルーターや面接担当者が均等法を理解していなければ、男女均等な募集・採用活動はできません。募集・採用に関わるすべての人に均等法を理解させましょう。

男女雇用機会均等法や働く女性の問題は下記の婦人少年室へ

新規学卒者を採用予定の事業主の方へ

男女雇用機会均等法によって、事業主は、労働者の募集・採用に当たって、女子に対して男子と均等な機会を与えるよう努力することが求められています。

募集・採用は、事業主にとって事業経営の死活にかかわる重要な関心事である一方、応募する労働者にとっても、一生を左右する重要な問題です。

こうしたことから、均等法第7条では、「事業主は、労働者の募集・採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるよう努めなければならない。」と規定しています。

これは、募集・採用に当たって、女性一般に対する社会通念や女子労働者の一般的、平均的な就業実態を理由として、女性に対し門戸を閉ざしたり、女性を不利に取り扱うことのないよう、個々の女性の意欲、能力に応じた取扱いを企業に求めているものです。

最近の景気後退に伴い、一部の企業では来年度卒業予定の新規学卒者について採用が抑制されとの見通しもありますが、新規学卒者の募集・採用に当たっては、均等法の趣旨に沿った募集・採用活動を行い、女子学生に対して男子学生と均等に門戸を開き、公正な選考を行うよう努力をして下さい。

平成5年6月
労働省婦人局

・景気後退を理由として男子のみ募集することは…

企業の収益悪化等は、男女異なる取扱いの合理的理由にはなりませんので、このような男子のみの募集は、募集・採用に関する指針に反します。

・会社説明会や入社試験の実施日が男女で異なることは…

会社説明会や入社試験の場所や実施日が男女で異なる等の手続きの相違については、それが女性に実質的に不利益をもたらすものでない限り、均等法第7条に反するものとはいえません。しかしながら、このように採用手段が異なることから、形式的に男女とも募集している場合であっても、実質的には男女別の募集・採用であり、一つの募集・採用区分から女性が排除されていることが推測されることがあります。このような場合には、均等法第7条及び同条に関する指針に照らし問題であると考えられます。従って、同じ募集区分については、募集・採用手続きについても男女同じにすることが望ましく、また、男女とも募集するという企業の意図についても誤解を受けることがなくなります。

・その他の留意点

企業のトップや、人事担当者が均等法を理解していても、リクルーターや面接担当者が均等法を理解していなければ、男女均等な募集・採用活動はできません。募集・採用に関わるすべての人に均等法を理解させましょう。

新規学卒者を採用予定の事業主の方へ

男女雇用機会均等法によって、事業主は、労働者の募集・採用に当たって、女子に対して男子と均等な機会を与えるよう努力することが求められています。

募集・採用は、事業主にとって事業経営の死活にかかわる重要な関心事である一方、応募する労働者にとっても、一生を左右する重要な問題です。

こうしたことから、均等法第7条では、「事業主は、労働者の募集・採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるよう努めなければならない。」と規定しています。

これは、募集・採用に当たって、女性一般に対する社会通念や女子労働者の一般的、平均的な就業実態を理由として、女性に対し門戸を閉ざしたり、女性を不利に取り扱うことのないよう、個々の女性の意欲、能力に応じた取扱いを企業に求めているものです。

最近の景気後退に伴い、一部の企業では来年度卒業予定の新規学卒者について採用が抑制されとの見通しもありますが、新規学卒者の募集・採用に当たっては、均等法の趣旨に沿った募集・採用活動を行い、女子学生に対して男子学生と均等に門戸を開き、公正な選考を行うよう努力をして下さい。

男女雇用機会均等法や働く女性の問題は下記の婦人少年室へ

平成5年6月
労働省婦人局